

「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律」について

区を抜本的に見直した経済金融活性化特別地区の創設、情報通信産業振興地域等に係る地域指定権限等の沖縄県知事への移譲、航空機燃料税の軽減措置の対象路線の拡大等が盛り込まれました。これらの措置を講ずるための沖縄振興特別措置法の一部改正案が今国会で可決・成立し、4月1日より施行されました。

このページでは、本法改正の主なポイントについてご紹介します。

具体的には、対象産業を金融業に限定せずに知事が設定するあらゆる業種を対象とすることを可能とするとともに、広く企業・ヒト・投資を呼び込む枠組みとしました。

また、大幅な要件の緩和・廃止を行うとともに、エンジエル税制の適用も可能としました。

○沖縄の特区・地域制度の改善

従来の情報通信産業振興特区・地域や、国際物流特区等に係る特例措置を改善しました。



伊藤元重会長より、「経済金融活性化特別地区の指定について」の答申を受け取る後藤田内閣府副大臣

4月4日(金)に内閣府で開催された沖縄振興審議会において、経済金融活性化特別地区として名護市を指定することについて、答申を受けました。

改正のポイント

○経済金融活性化特別地区の創設

従来の金融業務特別地区を抜本的に見直し、新たに「経済金融活性化特別地区」を創設しました(4月10日に名護市を指定)。

具体的には、対象産業を金融業に限定せずに知事が設定するあらゆる業種を対象とすることを可能とするとともに、広く企業・ヒト・投資を呼び込む枠組みとしました。

また、大幅な要件の緩和・廃止を行うとともに、エンジエル税制の適用も可能としました。

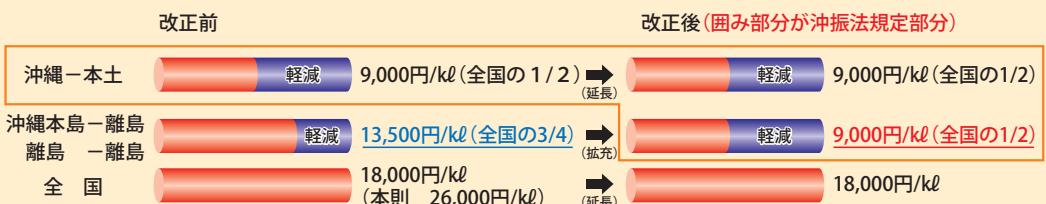
○沖縄路線に係る航空機燃料税の軽減措置の延長・拡充

本土から遠隔地にあり、陸路が絶たれている沖縄の置かれた地理的事情を克服し、沖縄経済を牽引する観光と物流を振興するため、沖縄路線に係る航空機燃料税の軽減措置を延長するとともに、対象路線に沖縄県の区域内を結ぶ全路線を追加することとしました。

沖縄路線に係る航空機燃料税の軽減措置の延長・拡充

改正の概要

- 沖縄路線(本土-沖縄島(那覇)、宮古島、石垣島又は久米島)に係わる航空機燃料税について、現行軽減措置(9,000円/kℓ)の延長(期限:平成25年度末→平成28年度末)。
- 沖縄路線に沖縄県の区域内を結ぶ全路線を追加(拡充)。



(参考)沖縄路線に係る軽減措置は、平成9年度に創設(旅客便を対象に3/5に軽減)、11年度に拡充(1/2)、22年度に拡充(貨物便追加)、23年度に拡充。24年度に拡充(沖縄路線は、本土-沖縄島(那覇)に加え、本土-宮古島、石垣島又は久米島の各路線が追加)

○本改正による効果

これらの措置により、沖縄における産業集積の進展や企業活動の活性化が図られることが期待されています。政府としても、これらの制度が効果的に活用されるよう、周知・広報に取り組んでまいります。

平成26年度税制改正大綱において、沖縄県の要望を踏まえ、従来の金融特区を抜本的に見直した経済金融活性化特別地区の創設、情報通信産業振興地域等に係る地域指定権限等の沖縄県知事への移譲、航空機燃料税の軽減措置の対象路線の拡大等が盛り込まれました。これらの措置を講ずるための沖縄振興特別措置法の一部改正案が今国会で可決・成立し、4月1日より施行されました。

沖縄の特区・地域制度の改正点について

改正前

改正後

情報地域・特区

情報通信産業特別地域（「情報地域」）

- 地域指定：主務大臣が指定（24市町村）
- 支援措置：①投資税額控除（機械及び装置等15%、建物等8%）
(対象資産の下限取得価額条件 1000万円超)

情報通信産業特別地区（「情報特区」）

- 地域指定：主務大臣が指定（3地区）
- 支援措置：②事業認定を受けた法人の所得控除（40%、10年間）
(①、②選択制)
- 事業者認定：主務大臣が認定
- 認定要件：常時使用従業員数要件 10人以上
区域内では専ら対象事業を営むこと 等

物流特区

国際物流拠点産業集積地域（「物流特区」）

- 地域指定：主務大臣が指定（4地区）
- 支援措置：①投資税額控除（機械及び装置15%、建物等8%）
(①～③選択制) (対象資産の下限取得価額条件 1000万円超)
②特別償却（機械及び装置50%、建物等25%）
③事業認定を受けた法人の所得控除（40%、10年間）
- 事業者認定：主務大臣が認定
- 認定要件：常時使用従業員数要件 20人以上
区域内では専ら対象事業を営むこと 等

金融特区

金融業務特別地区

- 地域指定：主務大臣が指定（1市（名護市））
- 支援措置：①投資税額控除（機械及び装置等15%、建物等8%）
(①、②選択制) (対象資産の下限取得価額条件 1000万円超)
②事業認定を受けた法人の所得控除（40%、10年間）
- 事業者認定：主務大臣が認定
- 認定要件：常時使用従業員数要件 10人以上
区域内では専ら対象事業を営むこと 等



情報通信産業特別地域（「情報地域」）

- 地域指定：沖縄県知事が計画を作成して指定
- 支援措置：①投資税額控除（機械及び装置等15%、建物等8%）
(対象資産の下限取得価額条件 100万円超)

情報通信産業特別地区（「情報特区」）

- 地域指定：沖縄県知事が計画を作成して指定
 - 支援措置：②事業認定を受けた法人の所得控除（40%、10年間）
(①、②選択制)
 - 事業者認定：沖縄県知事が認定
 - 認定要件：常時使用従業員数要件 5人以上
区域内では専ら対象事業を営むこと 等
- ※対象業種として、「情報通信機器の相互接続検証事業」を追加



国際物流拠点産業集積地域（「物流特区」）

- 地域指定：沖縄県知事が計画を作成して指定
 - 支援措置：①投資税額控除（機械及び装置15%、建物等8%）
(①～③選択制) (対象資産の下限取得価額条件 100万円超)
②特別償却（機械及び装置50%、建物等25%）
③事業認定を受けた法人の所得控除（40%、10年間）
 - 事業者認定：沖縄県知事が認定
 - 認定要件：常時使用従業員数要件 15人以上
区域内では専ら対象事業を営むこと 等
- ※対象業種として、「航空機整備業」を追加



経済金融活性化特別地区

- 地域指定：内閣総理大臣が県からの申請に基づき、1地区を指定
 - 支援措置：①投資税額控除（機械及び装置等15%、建物等8%）
(①～③選択制) (対象資産の下限取得価額条件 100万円超)
②特別償却（機械及び装置等50%、建物等25%）
③事業認定を受けた法人の所得控除（40%、10年間）
④指定を受けた株式会社の出資に係るエンジェル控除
 - 事業者認定：沖縄県知事が認定
 - 認定要件：常時使用従業員数要件 5人以上 等
- ※対象業種は、沖縄県知事が計画を作成して設定（総理が認定）

（注）この他、観光地形成促進地域制度、産業高度化・事業革新促進地域制度（いずれも沖縄県全市町村が指定）についても、投資税額控除の下限取得価額の引下げや、対象施設・資産の拡大等の措置を行っています。

○本法律に関するお問い合わせ先

内閣府 政策統括官（沖縄政策担当）付

参事官（企画担当）室

参事官（産業振興担当）室

電話：03-3581-0993（直通）

電話：03-3581-5717（直通）